

山口県報

令和8年
7月7日
(火曜日)

目 次

○規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……………
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子ども政策課）……………

○人委規則
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子ども政策課）……………

○人委規則
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………



一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十一号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十九年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「額等」を「定額等」に改め、同条第三項中「条例第十七条及び前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「条例第十七条及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「条例第十七条」を

「前項」に改め、同項第一号中「条例別表の二の表の」及び「（以下本条において「定額」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十七条に規定する規則で定める一夜当たりの定額（以下本条において「定額」という。）は、省令別表第三の一の表の規定による額とする。

第八条を第八条の二とし、第七条の次に次の一条を加える。

（宿泊費基準額等）

第八条 条例第十五条本文に規定する規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）別表第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に掲げる額とする。

2 条例第十五条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 国際会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があるとき。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十条第二項の規則で定める員数は、一人とする。
附則第三項及び第五項中「第二十八条第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十七年山口県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加え、同条第六項中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 副園長等については、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて心理学の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもってこれに代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、副園長等による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条の表第四条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。附則第十項中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

附則第十四項中「附則第十項」を「第四条第五項及び附則第十項」に改め、「について」の下に「特定理学療法士等、」を加え、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附 則

15 第四条第五項及び附則第十二項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて副園長等（同条第五項ただし書の規定による支援を行う副園長等を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第二十七条第一項第一号に規定する現場は、県の管理する次に掲げる現場とする。

第十三条第二項中「第二十七条第一項第二号」を「第二十七条第一項第三号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「前項に定める作業及び前各号」を「条例第二十七条第一項第一号及び第二号並びに前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「定める額」の下に「（大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）」を加え、同項第一号中「巡回監視」を「条例第二十七条第一項第一号に規定する巡回監視（次項において「巡回監視」という。）」に、「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同項第二号中「応急作業等」を「条例第二十七条第一項第一号に規定する応急作業又は応急作業

のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）に、「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項第三号中「前項第一号及び第二号に掲げる作業」を「条例第二十七条第一項第二号に規定する連絡調整（次項において「連絡調整」という。）に、「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同項第四号中「前項第三号」を「前項第一号」に、「七百三十円」を「九百五十円」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項第二号に掲げる作業 一日につき 千四百四十円

第十三条第四項第一号中「第二項第二号」を「第二項第一号」に改め、同号イ中「七百二十円」を「千四百二十五円」に改め、同号ロ中「九百六十円」を「千九百円」に改め、同項第二号中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同号イ中「千九百五十円」を「二千六百六十円」に改め、同号ロ中「千四百六十円」を「二千八百八十円」に改め、同項第三号中「第二項第一号に掲げる作業」を「連絡調整（条例第二十七条第三項第三号に掲げる場合に限る。）」に、「四百八十円」を「千四百二十五円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十七条第三項第一号又は第三号に掲げる場合 一日につき 二千六百六十円

二 条例第二十七条第三項第二号に掲げる場合 一日につき 二千八百八十円
第十九条第二項第十一号イ(1)中「八百四十円」を「千二百二十円」に、「千二百六十円」を「千六百八十円」に改め、同号イ(2)及び(3)中「千六百八十円」を「二千二百四十円」に改め、同号ロ(1)中「千八十円」を「千四百四十円」に、「千六百二十円」を「二千六百六十円」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「二千六百六十円」を「二千八百八十円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(警察作業手当の内払)

2 改正前の特殊勤務手当の支給に関する規則第十九条第二項第十一号イ又はロの規定により令和八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた警察作業手当は、改正後の規則第十九条第二項第十一号イ又はロの規定による警察作業手当の内払とみなす。

令和八年七月七日印刷

発行人所

山口県知事庁